

「予防・予察」に重点を置いた病害虫・雑草管理の現場への浸透

—総合防除実践ガイドラインの策定—

農林水産省 消費・安全局植物防疫課

ふじ 藤 い 井 たつ 達 や 也

はじめに

我が国で推進すべき IPM とは何かを整理した「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針」（平成 17 年 9 月 30 日付け 17 消安第 6260 号農林水産省消費・安全局長通知、以下「旧指針」という）の公表から 20 年を迎える。病害虫・雑草の防除をめぐる情勢は大きく変わりつつある。気候変動の影響の顕在化、薬剤抵抗性の発達、農薬の再評価制度、農業者の減少および高齢化、栽培体系の多様化等の課題を背景として、従来の防除の在り方では農作物への損害発生を抑えることが困難な事例が報告され、生産現場への影響拡大が懸念されている。また、地域の防除指導者の減少や植物防疫にかかる地方自治体職員の世代交代に伴う、防除指導体制の脆弱化や新たな人材の育成も課題に挙げられる。

このため、「改正植物防疫法」に則した総合防除（IPM）の推進を加速させるとともに、①SDGs や環境を重視する国内外の動きに的確に対応し、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるための「みどりの食料システム戦略」の策定および「みどりの食料システム法」¹の制定、②世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少など我が国の食料、農業および農村をめぐる諸情勢の変化を踏まえた「食料・農業・農村基本法」の一部改正や新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定等、農政の基本施策にも資するよう、旧指針を見直し、新たに「総合防除実践ガイドライン」（令和 7 年 9 月 10 日付け 7 消安第 3099 号農林水産省消費・安全局長通知、以下「ガイドライン」という）を公表した²。

本稿では、国内での IPM の推進に関する施策の動きを振り返りつつ、ガイドラインの策定に至るまでの検討

Further Promotion and Implementation of Integrated Pest Management with an Emphasis on Prevention and Pest Forcasting.
By Tatsuya FUJII

（キーワード：総合防除実践ガイドライン、「予防・予察」、総合防除実践指標、IPM）

概況を紹介する。また、総合防除の考え方に基づく病害虫・雑草の管理（以下「総合防除の実践」という）が農業生産活動で求められる理由、ガイドラインに示す総合防除の実践目的および基本的な実践体系、「予防・予察」に重点を置くことの意義、総合防除の実践がもたらすメリット、総合防除の推進に向けた具体的な方向性等を解説するとともに一連の政策とも連動した、今後の我が国での総合防除があるべき姿を考える。

なお、本稿は筆者の理解および個人的な意見も交えて示したものであるため、我が国での IPM 推進の経緯やガイドラインの内容以外の農林水産省における諸施策に係る記述については、筆者の属する機関の公式な見解ではない。

I 農林水産省における IPM の推進

令和 5 年 4 月に施行された改正植物防疫法（神前、2023）において、指定有害動植物³の防除が適時で経済的なものとなるよう、必要な措置を総合的に講じて行うものとして総合防除の定義を法律に位置付け、化学農薬のみに依存しない「予防・予察」に重点を置いた総合防除を推進する仕組みが構築された。当該法改正が行われるまで、行政の立場から我が国における IPM の考え方や推進方策を具体的に示すものは、旧指針が唯一の拠り所であった。旧指針を中心とした IPM の推進動向に関する本誌記事（小野、2000；大岡、2007；2009；農林水産省植物防疫課、2011）を踏まえつつ、国内でどのように IPM の推進が図られてきたのか、ガイドラインの解説を行う前に、旧指針の策定およびこれまで 20 年間の

1 正式名称は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」。

2 総合防除実践ガイドラインの策定に伴い、総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針は廃止された。

3 国内における分布が局地的でなく、または局地的でなくなるおそれがあり、かつ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう（植物防疫法第 22 条第 1 項）。